

県北広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年9月30日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1 路線名 一戸浄法寺線
- 2 供用開始の区間 二戸郡一戸町中里字小荒木61番10地先から61番11地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和4年9月30日から同年10月31日まで